# 国際裁判とサイバー・アトリビューション

防衛大学校 総合安全保障研究科 清水翔

## はじめに

### アトリビューションとは

「責任国は○○である」という認識の共有=他者の説得

∴アトリビューションの成否は説得対象ごとに存在「説得のルール」によって決定する。 例:

自国議会を説得する際のルール

有権者を説得する際のルール

国際社会を説得する際のルール

国際裁判所を説得する際のルール=国家責任法+訴訟法

## 国際裁判所を説得する際のルールの特徴

- →交渉の当事者間の相互作用で自然に形成されるわけではなく、訴訟法という形で予め決 まっている。詳細についても裁判所の裁量という形で一方的に提示される。
- →説得の成否(=勝訴/敗訴)を決するうえでしばしば決定的な役割を果たしてきた。

## 本発表の検討事項

- I. 法的三段論法
- II. 国際裁判における事実認定
- III. 裁判所の裁量に基づく原則の修正
- IV. サイバー・アトリビューションに関する法的諸問題
- V. 最後に 被害国は国際裁判による紛争解決をどう扱うべきか。

## I. 法的三段論法

国際裁判所は「①規範→②事実の当てはめ→③結論」という法的三段論法を採用している。 サイバー・アトリビューションに関する議論は①②いずれの段階の議論なのかを意識する ことが重要。

### ①規範に関する問題

・「どのような事実が証明されれば帰属という評価が導かれるのか」という問題。

(国家責任条文4条~11条)

#### 例:

- a. 国家機関によるサイバー攻撃の国家責任
  - →攻撃が国家機関によっておこなわれたこと
- b. 私人によるサイバー攻撃の国家責任
  - →個別具体的な作戦内容に関する具体的な指揮命令関係
- ・私人の行為が国家に帰属するための要件である「実効的支配基準<sup>1</sup>」に関する論点は①の 問題。

### ②事実の当てはめ(事実認定)に関する問題

・「<u>どのような証拠が提出されれば①で求められた事実が認定されるのか</u>」という問題。 (証拠法の問題)

### 例:

- a. 「攻撃が国家機関によっておこなわれたこと」の証明 →命令文書等など。
- b. 「個別具体的な作戦内容に関する具体的な指揮命令関係」の証明 →政府機関と私人とのコミュニケーションの内容を明らかにする資料や証言など。
- ・「アトリビューション証明の基準が曖昧」といった論点は②の問題。

※事実認定に関する法則は裁判所(及びその類似機関)ごとに異なるが、本発表では最も オーソドックスなものとしてICJ(国際司法裁判所)のそれを扱う。

<sup>1</sup> 行為の黙認や単なる支援にはとどまらない、国家に対する私人の完全な依存関係が必要。

## II. 国際裁判における事実認定

## 証明責任(Burden of Proof)

誰が証拠を揃えなければならないのかという問題。

- ・被害国となる原告(自衛権や対抗措置が問題となっている場合は被害国となる被告)。
- ・証拠不十分による「真偽不明」は証明責任国の敗訴を意味する。
- Q. 加害国の領域内に証拠が偏在している場合でも、被害国は全ての証拠を提出しなければならないのか? (「証拠の偏在」の問題)

## 証明基準(Standard of Proof)

どれだけの証拠を揃えなければならないのかという問題。

・表現が安定せず、ICJがどのような基準を採用しているのか、複数基準が存在するとして どのような法則に基づいて基準を使い分けているのか不明。

### 例:

「decisive legal proof」「conclusive evidence」「a degree of certainty」など。

- ・証明基準のバラつきは訴訟の予見可能性を損なうものとして批判されており、今後改善される可能性はある。
- ・国際裁判以外の文脈において確立した証明基準が ICJ によって採用されるかは未知数。

→証明責任原則を厳格に適用した場合<sup>2</sup>、「証拠の偏在」によって被害国の救済が困難あるいは不可能となる場合があり得る。そこで、被害国の不利を補う形で原則を修正する法則が必要になる。

-

<sup>2</sup> 正確には「原告が証明責任を負う」という原則。

# III. 裁判所の裁量に基づく原則の修正

本発表では以下の法則を「修正法則」と総称する。

### 状況証拠

直接要証事実 A の存在を示すものではないが、「B である以上きっと A であるに違いない」という推論を用いて事実を証明する手法。

#### 例:

- ・過去に使用された手法との類似性から加害国を特定
- ・攻撃実行者同士のコミュニケーションに用いられる言語から加害者の国籍を特定

## 否定的推論(Adverse Inference)

- ・裁判所が証拠の提出を求めているにもかかわらず訴訟当事国が当該証拠を提出しなかった際に、裁判所が証拠を提出しなかった訴訟当事国に不利な事実認定を行うこと。
- ・状況証拠の最も極端な形態。ICJ は否定的推論の行使について消極的で、否定的推論に 基づく事実認定の前例はない。

#### 例:

「自国民によるサイバー攻撃の防止に尽力した」と主張する X 国に対し、裁判所は防止の努力の存在を示す甲文書の提出を求めたが、X 国は甲文書の提出を理由もなく拒否した。

 $\downarrow$ 

X 国は「X 国によるサイバー攻撃防止の努力の不存在」について証明責任を負っていないが、 甲文書が自己に有利な証拠であれば通常は提出するはずであり、本件において X 国が 甲文書の提出を渋る理由も示されていない。

1

X国が甲文書を提出しなかった理由は「提出すると敗訴するかもしれないから」であるに違いない。

J.

甲文書にはX国に不利なことが書かれているに違いない。

※証明責任が転換している訳ではない点に注意

※上記の2つ以外にも

- ・証明責任の転換
- ・個別の証拠提出の義務付け

といった修正法則が存在する。

## IV. サイバー・アトリビューションに関する諸問題

### 帰属の基準が厳しい

- ・法的三段論法の一段目の問題。
- ・私人によるサイバー攻撃の国家への帰属が問題となる文脈で発生3。
- ・国家による全般的支援にとどまらず、私人の国家に対する完全な依存関係が求められる。 (実効的支配の基準)
- ・私人のサイバー攻撃の防止義務違反を問題とする場合は回避可能。 ※自衛権の行使の際は回避不可能

## 証明基準が不明確

- ・法的三段論法の二段目の問題。
- ・「サイバー攻撃は証明が難しい」という理由から証明基準が緩和されることはあり得るのか?

## 持っているが提出できない証拠

- ・裁判における証明とは、自国の情報収集能力と手段をオープンにする行為。
  - →被害国は裁判で勝つために全ての情報を公開できるか?

No であった場合

1

- ・修正法則は「証拠の偏在」すなわち、証拠の殆どが加害国の領域内に所在しており、加害 国が最善の努力を尽くしても証拠を入手できない状況を緩和するための法則ではなかっ たか?
  - →修正法則の根拠となる「証拠の偏在」は、被害国による証拠へのアクセス不可能性と 提出不可能性いずれがその本質なのか?

## 3【参考】 国家責任条文

第8条 国家により指揮又は統制される行為

個人又は個人集団が、行為を成し遂げる中で、事実上、国家の命令、指揮、統治により行動している場合、それらの個人又は個人集団の行為は、国際法上の国家の行為と考えられる。

※国家責任条文は条約ではなく、同内容の慣習国際法が適用される。

## 結論

- ・国際裁判における各種の基準は被害国にとって不利か、曖昧である。
- ・「持っているが提出できない証拠」の存在は被害国に有利な修正法則の適用を妨げる可能 性がある。たとえそうでなかったとしても、「駒落ち」状態で厳しい基準をクリアしなけ ればならない点は変わらない。
- ・被害国は加害国に「勝訴判決」を握らせるわけにはいかない。

1

被害国が意識すべき方向性は、

- ①自己の有する情報を可能な限りオープンにし、国際裁判を少しでも有利に進める。
- ②自己の有する情報をオープンにせず、修正法則が適用されない可能性を受け入れる。
- ③国際裁判を利用しない。
- ★被害国が自らの有する情報を全て明らかにした上で判断を乞うという国際裁判の基本的 なスタンスはサイバー・アトリビューションと合致しているのか。
- ★個々のケースにおいて被害国は国際裁判によって何を達成したいのか、達成のためにど こまで情報を開示する用意があるのか。